

産業廃棄物処分業の審査基準

制定：平成21年12月11日

改正：令和3年4月1日

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可申請に対する審査について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部(正本、写し)揃っていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
 - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
 - (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。
- 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準
 - ア 中間処理を業として行う場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第10条の5第1号イで定める基準に適合していること。
 - イ 埋立処分を業として行う場合
規則第10条の5第1号イで定める基準に適合していること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア7階。以下「センター」という。)が実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習(処分課程)(以下「講習」という。)を修了した者であること。
 - (ア) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は令第6条の10に規定する使用人(ただし、岡崎市域における処分業に係る契約を締結する権原を有する者に限る。以下同じ。)
 - (イ) 申請者が個人である場合には、当該者又は令第6条の10に規定する使用人
 - イ 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。
 - (ア) 新規許可申請の場合
 - a 新規許可講習

許可申請の日から起算して5年前の日から許可申請の日までの間に修了したもの

- b 更新許可講習(他の行政庁で既に産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合、既に産業廃棄物の処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合、又は、他の行政庁で産業廃棄物処分業の許可を取得していない場合で、同一の者による新規許可講習及び更新許可講習の修了が確認できる場合に限る。)

許可申請の日から起算して5年前の日から許可申請の日までの間に修了したもの

- (イ) 更新許可申請の場合

許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日から許可の有効期限の日までの間に修了したもの

- (ロ) 変更許可申請の場合

許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日から許可の有効期限の日までの間に修了したもの

ウ 講習の修了は、センターが交付する修了証により確認するものとする。

エ 別に定める産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。

4 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第14条第5項第2号イによる法第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団員を利用している場合

- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

5 産業廃棄物処分業の事業の用に供する施設の立地について、次の事項及び要件に適合すること。

(1) 立地場所に関する要件

ア 施設に係る土地の使用権限が得られ、かつ、取扱う産業廃棄物の種類、処理方法その他必要な事項について、施設に係る土地の所有者の承諾が得られていること。

イ 施設に係る土地までの搬出入道路（国道、県道及び市道を除く。）は、次の条件を有していること。

(ア) 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。

(イ) その他必要に応じて、安全施設等の整備を行うこと。

ウ 関係法令の規制に係る協議等は下記によること。

(ア) 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例（平成29年岡崎市条例第18号）第7条第1項に規定により、市長と協議しなければならない場合は、協議が終了していること。

(イ) 関係法令の規制を受ける場合は、関係行政機関と協議がなされていること。

(ウ) 関係法令の規制を受けない場合は、関係行政機関の確認がなされていること。

(2) 周辺環境に関する要件

ア 上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと。

イ 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境保全への影響に配慮されていること。

オ 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 次に掲げる施設について、生活環境の保全上の適正な配慮がなされていること。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するも

の

- (I) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (オ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (カ) 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

6 産業廃棄物処分業の事業の用に供する施設の構造について、次の事項及び要件に適合すること。

(1) 囲い等

ア 囲いは、原則として地盤面から1.8メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により破損しない構造であること。

イ 産業廃棄物の処分の用に供する場所（以下「処理場」という。）の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

(2) 掲示板

ア 処理場の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる要件を備えた立札その他の設備が設けられていること。

(ア) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

(イ) 次に掲げる事項を表示したものであること。

a 処理場である旨

b 処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

c 処理場の管理者の氏名又は名称及び連絡先

d 施設の処理能力（最終処分場の場合には埋立容量）

e 保管することができる産業廃棄物の数量（処分のための保管上限）

f 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げる産業廃棄物の高さのうち最高のもの

(3) 施設の構造の要件

ア 自重・積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

イ 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ウ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造であるか、若しくは必要な設備が設けられていること。

エ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

オ 中間処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障

が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

カ 排水処理施設が、処理場以外の場所に設けられている場合には、処理する排水を確実に当該排水処理施設に移送することができるよう、必要な貯留設備等が設けられていること。

キ 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

ク 施設が設置される床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。ただし、築造又は被覆しないことに合理的な理由がある場合にはこの限りではない。なお、施設からの排水が地下に浸透しないような構造であること。

ケ 煙突等から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにするために、必要に応じて適切な排ガス処理設備が設けられていること。

コ 最終処分場にあつては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府令・厚生省令第1号）第2条第1項に規定する技術上の基準を遵守すること。

(4) 法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の使用にあつては、同条の許可を受けていること。

(5) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号）第12条に規定する小規模産業廃棄物処理施設の使用にあつては、同条に規定する届出を行っていること。

(6) 保管施設

ア 保管施設から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が発生するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(イ) 令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物及び木くず（PCBが染込んだものを除く。）以外の産業廃棄物の保管施設は、原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するため密閉構造であるか又は脱臭装置等が設けられていること。

イ 産業廃棄物の種類ごとに、その他の物と混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること。

ウ 廃油、廃酸又は廃アルカリの保管場所は、十分な耐腐食性を有し、流出漏れが点検できる構造であること。

エ 保管する産業廃棄物等（再生の処理後の再生品を含む）の数量が、当該産業廃棄物等に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量（処理後減容する場合は減容率を乗じた数量。以下同じ。）に14を乗じて得られる数量を超えない施設であること。ただし、建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改

築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物の再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては70）を乗じて得られる数量とする。

(7) 雨水等の流入防止設備

処理場内へ外部から雨水等が流入するのを防止するため、周囲に開渠その他の設備が設けられていること。また、必要に応じ、処理場内の雨水を適正に排除するための油水分離槽その他の施設が設けられていること。

(8) 洗車設備

必要に応じ、運搬車両等のタイヤ等に付着した泥を洗い落とすことができる設備が設けられていること。

(9) 場所の確保

処理場内には、施設、保管施設及び運搬車両等のための駐車場が設けられていること。

(10) その他

産業廃棄物を処分するにあたっては、産業廃棄物処理基準及び岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱第8条に規定する基準に適合していること。

7 行政手続法第6条に規定する標準処理期間は90日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

8 この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に許可申請のあったものについては、改正前の審査基準を適用するものとする。